

平成 28 年 7 月 22 日  
ITC 東京コンソーシアム

## 平成 28 年度 ITC 東京コンソーシアム通常総会アジェンダ

日時：平成 28 年 7 月 22 日（金）18：00 ～ 18：30

会場：(株)日本コンサルタントグループ第 2 ニッコンビル（下記地図参照）

議事：

1. 開会挨拶
2. 議案  
第 1 号議案 平成 27 年度活動報告書及び収支報告承認に関する件  
第 2 号議案 平成 28 年度活動計画書及び収支予算承認に関する件  
その他
3. 閉会挨拶

### 【配布資料】

- ① 平成 27 年度研修プロジェクト活動報告書
- ② 平成 27 年度収支報告
- ③ 平成 28 年度研修プロジェクト活動計画書（案）
- ④ 平成 28 年度収支予算（案）
- ⑤ 平成 28 年度役員

### 【会場案内図】



【配布資料①】

平成 28 年 7 月 22 日

ITC 東京コンソーシアム

平成 27 年度研修プロジェクト活動報告書

1. 実施内容

No.	日時	場所	テーマ & 講師	参加者数
1	2015 年 6 月 12 日(金) 18:30～21:30 3 時間	日本コンサルタ ントグループ 第 2 ニッコンビル 2 階	■ テーマ:『平成 27 年度 IT コーディネータ協会の 展望について』 ■ 講師: IT コーディネータ協会事務局 事業促進部 山川元博 氏	12 名
2	2015 年 7 月 10 日(金) 18:00～21:00 3 時間	日本コンサルタ ントグループ 第 2 ニッコンビル 2 階	■ テーマ:『IT コーディネータのこれから ～専門を 持とう～』 ■ 講師: 打矢 隆司 (うちや たかし) 氏 株式会社筑波総合研究所 代表取締役	14 名
3	2015 年 9 月 18 日(金) 18:00～21:00 3 時間	日本コンサルタ ントグループ 第 2 ニッコンビル 2 階	■ テーマ:『国の中小企業・小規模事業者海外展開 支援策と最新事例報告』 ■ 講師: 小野瀬 由一 氏	12 名
4	2015 年 11 月 26 日(木) 18:00～21:00 3 時間	日本コンサルタ ントグループ 第 2 ニッコンビル 2 階	■ テーマ:『中小企業・小規模事業支援と活性化 ～IT活用と人材育成事例～』 ■ 講師: 高島利尚氏 (中小企業診断士・IT コーディネータ) TMI 主宰	18 名
5	2016 年 1 月 15 日(金) 18:00～21:00 3 時間	日本コンサルタ ントグループ 第 2 ニッコンビル 2 階	■ テーマ:『IT 診断システムを活用した経営視点の 人財採用、育成』 ■ 講師: 斉藤 実 氏 (株)ネクストエデュケーションシンク代表取締役社長	18 名
6	2016 年 2 月 26 日(金) 18:00～21:00 3 時間	日本コンサルタ ントグループ 第 2 ニッコンビル 2 階	■ テーマ:『将来を見据えた電力全面自由化対応 ～広告に惑わされない選択とは～』 ■ 講師: 堂地 博 氏 NTT ファシリティーズ 事業開発部 課長	21 名
7	2016 年 3 月 25 日(金) 18:00～21:00 3 時間	日本コンサルタ ントグループ 第 2 ニッコンビル 2 階	■ テーマ:『グローバル市場における IT ビジネス経 験知と新会社による展開』 ■ 講師: 貞金 佳尚氏 (株)ZEM インターナショナル代表取締役	13 名
			参加者数	108 名

2. マルチポイント

- 知識ポイント換算で合計 10.50 ポイント分を実施した。

年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
開催数	7	8	7	8	7	6	7	7	7	7	7
ポイント	4.813	6.25	5.25	6.00	5.25	4.50	5.25	5.25	10.5	10.5	10.5
参加数	183	217	168	214	231	152	168	158	134	109	108
平均参加数	26.1	27.1	24.0	26.8	33.0	25.3	24.0	22.6	19.1	15.6	15.4
会員数	43	39	40	38	37	36	32	33	31	21	22

- ITコーディネータ後援セミナー：7回、18時間、10.50ポイント（上限なし）

平成27年度は、ITコーディネータ協会の知識ポイント緩和政策により7回の開催において10.5ポイントのポイントを得ることができた。

- ITCの届出組織が主催する、公開を前提として組織長が承認した研修・セミナーを2時間1ポイントに換算をアップし、上限を撤廃（3年目）
- 平成28年度より、知識ポイントが1年間に10ポイントを必要とすることになった。

また、各会場の平均受講者数が15.4人と昨年15.6人とほぼ同じ参加人数となった。会員数、研修会参加数が昨年と同様で低め安定となった。

平成27年度は、講師料が増加したことと、会員数の減収、非会員の参加数の減少により翌年の繰越金が減少した。しかし、講師費用のバランスを取りながら講師選択を実施していくことにより予算的にも研修活動の安定的な運営は可能といえる。

以上

【配布資料②】

平成28年4月吉日  
I T C 東京コンソーシアム

平成27年度収支報告（案）

1. 収入の部

費目	金額（円）	備考
前年度繰越金	21,356	
年度会費	210,000	平成27年度会費22名（1名分前年受領）
研修会収入	36,000	7回開催（会員無料、非会員@3,000）
交流会収入他	194,000	交流会7回、幹事会1回
次年度会費	5,000	
受取利息他	16	銀行利息他
合計	466,372	

2. 支出の部

費目	金額（円）	備考
研修会費用	256,452	
講師料	(150,000)	講師分
会場費	(75,600)	
その他費用	(30,852)	コピー代他
交流会費用他	208,941	交流会7回
運営費	21,148	幹事会
その他費用	0	振込費用
合計	486,541	

3. 収支残金

¥▲20,169-

上記の通りご報告致します。

幹事（会計担当） 福田 豊 印

監査した結果、適正である事を認めます。

監事 川島 元昭 印

平成 28 年度研修プロジェクト活動計画書 (案)

1. 研修プロジェクトの活動方針

研修プロジェクトは、「I T C 東京コンソーシアム規約」に則り、次のことを目標とし活動する。

- (1) 会員のスキル向上のため、必要と思われる研修を企画・実施する。
- (2) 会員の積極参加をのものと、研修会を通じて会員の相互研鑽と交流を図る。
- (3) 会員の資格維持のための知識ポイント取得機会に寄与する。

2. 平成 28 年度の研修計画

(1) 研修回数

平成28年度は、平成27年度と同様の活動を行なっていく。

ITコーディネータ協会の後援名義申請で届出登録を実施することにより他の組織（武蔵野商工会議所など）との共催を実施する必要はない。したがって、会場も目白の第2ニッコンビルを常設会場することとし、参加人数が多くなりそうなときは他の会場に移すこととする。

また、今年度は後援獲得ポイント目標を10ポイント以上、年間 7 ～ 8回の研修を実施することを目標とする。

(2) 研修テーマ

- 1. 研修テーマは、昨年実施した会員向アンケートの要望をできるだけ取り入れ実施する。
- 2. 実施計画

実施時期	開催趣旨とテーマ候補
H28 年 6 月～12 月 (4～5 回予定)	<p>・ ITC として顧客満足度が得られるよう基本スキル・技術を研鑽する。</p> <p>①ITC 東京コンソーシアムの会員が実際に行っている I T C 活動に関して情報提供、意見交換を実施する。</p> <p>②IT 化・IT 技術の最新動向を外部講師に依頼して講演会を開く</p> <p>テーマ候補：中小企業 BCP、リスクマネジメント、コンプライアンス、IT 統制、セキュリティ技術、クラウド・SaaS、IT 経営力大賞の事例、中小企業白書の内容とポイント、イノベーション経営、マイナンバー・個人情報保護法改正に関して、ビックデータ、ISO9000 の改訂、等</p>

<p>H29年1月、 2月、3月 (3回予定)</p>	<p>・ <b>経営にどのように IT を活用するか IT 戦略の提案素材を研修する。</b></p> <p>① ベンチャー企業・IT企業の経営者の講演（経営に対する想い、実現のためのITソリューションなど）</p> <p>② ITコーディネータ協会に関するテーマ、東京都中小企業振興公社の施策等</p> <p>③ 中小企業EDI等</p>
-------------------------------------	--

### (3) マルチポイント

1. 目標ポイント10ポイント。
2. 当研究会は1回当たり3時間を実施しているので、 $1.5 \times 7回 = 10.5$  ポイントをマルチポイントとして取ることができる。

### (4) 研修場所と開催日など

1. 参加者の便宜を考え、できるだけ開催場所を固定する。目白駅近くのニッコンビル（プレゼンテーションルーム：定員30名）をメイン会場とする。
2. 開催日は、平日を基本に土・日曜日開催も検討する。
3. 研修時間は、18:00から3時間を基本に半日、1日などの開催も検討する。  
会員相互の交流のため、研修後の懇親会を行う。（費用は別途徴収）

### (5) 研修会費

1. 会員は無償
2. 非会員は3時間コースのとき3,000円とする。  
(開催1時間に当たり1,000円を基準に設定を行う)

### (6) その他

1. 予算の対策として
  - ・ 講師代の少ない講師を活用(公的な組織、銀行、当会員の講師)
  - ・ 非会員の増員
  - ・ 講習会の回数を増やす。
  - ・ 講習会だけではなく、研究会などを検討する。

以上

【配布資料④】

平成28年4月吉日  
I T C 東京コンソーシアム

平成28年度収支予算書（案）

1. 収入の部

費目	金額（円）	備考
前年度繰越金	▲20,169	
年会費	250,000	平成28年度会費25名分
研修会収入	40,000	(非会員@3,000)
交流会収入他	170,000	交流会
受取利息	0	銀行利息
合計	439,831	

2. 支出の部

費目	金額（円）	備考
研修会費用	250,000	
講師料	(150,000)	講師料
会場費等	(100,000)	日本コンサルトビル
交流会費用他	150,000	交流会等（講師分含む）
運営費	30,000	事務用品、幹事会、ホームページ使用料など
その他費用	1,000	振込費用他
合計	431,000	

3. 次年度繰越金

¥ 8,831-

【配布資料⑤】

平成 28 年 7 月 22 日  
ITC 東京コンソーシアム

ITC 東京コンソーシアム役員 (28 年)

役 職	氏 名	担 当
代表幹事	神中 良行	事務局・研修 (リーダー)
副代表幹事	谷澤 一平	研修
幹事	室谷 隆	研修
同	磯沼 茂実	研修
同	寺岡 正雄	研修
同	矢野 一男	広報 (リーダー)
同	福田 豊	会計担当
同	岡 現	特命
同	小野瀬 由一	特命
監事	川島 元昭	



# ITC 東京コンソーシアム（略称：ITC 東京）規約

## 第1条（名 称）

本会は、「ITC 東京コンソーシアム（略称：ITC 東京）」（以下「ITC 東京」という。）と称し、事務所を事務局所在地に置く。

## 第2条（目 的）

本会は、

- （1）中堅・中小企業の経営基盤の強化を図るため、経営戦略策定からITの有効活用に係わる企業・団体の課題に関し、所属会員の持つ経験・知識を駆使し支援活動を行う。
- （2）所属会員のスキルの向上と、ITC 関連業務活動の機会創出を図り、会員の育成と健全なるITコーディネータ制度の発展に寄与することを目的とする。

## 第3条（活 動）

1. 主として、中堅・中小企業の経営者・管理者に対し上記目的（1）のためのセミナー、相談会、個別指導などを関係官庁・経済団体などと協議し、実施する。
2. 所属会員のための上記目的（2）に沿った研修会の開催、資料の開発などを行う。
3. 本会または会員による上記目的に沿った著作物の企画・開発を奨励し、会の発展と社会貢献に寄与する。
4. その他ITC 東京の目的を達成するために必要な事業を行う。
5. 本会の活動内容については、遅滞なく本会のホームページに掲載するものとする（<http://www.npo-tokyoitc.jp/consortium/>）。

## 第4条（会員の資格）

会員は、原則として東京都内に在住または勤務を有する以下の者とする。

### 1. 正会員

- （1） ITC
- （2） ITC をめざす人
- （3） ITC インストラクター
- （4） ITC サブインストラクター

### 2. 賛助会員

ITC 東京の目的に賛同する企業、業界団体などの賛助会員を置くことができる。

## 第5条（会 費）

1. 正会員 年会費 ￥10,000（消費税含む）
2. 賛助会員 年会費 ￥5,000（消費税含む）

ただし、継続会員の年会費の納付期限は当会の通常総会開催の翌月末とする。

## 第6条（入退会）

### 1. 入会

入会は入会申込書を提出し及び年会費を入金した後、幹事の承認、及び役員会での事後承認による。

### 2. 退会

退会届を代表幹事宛に提出があった場合は退会とする。

## 第7条（議決権及び会員特典の停止）

以下の条件を満たしたとき、「議決権及び会員特典の停止」を行う。

- (1) 所定の期日（当期の4月末）までに会費を納入しなかったとき
- (2) 除名の要件を満たしたことを代表幹事が承認したとき

## 第8条（会員資格の喪失）

以下の条件を満たしたとき、会員資格を喪失する。

- (1) 本人が退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡、または会員である団体が消滅したとき
- (3) 正当の理由なく、会費を滞納し、督促を受けても会費を納入せず役員会が退会を承認したとき
- (4) 除名されたとき

## 第9条（除名）

以下の要件に該当した場合、役員会の承認で除名する。

- (1) 当会の定款に違反したとき
- (2) 当会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

## 第10条（役員、組織）

### 1. 役員の定数

幹事5名以上、監事1名以上とし、代表幹事等の役職を適宜設ける。

### 2. 役員の選任

役員を担当は幹事及び監事がそれぞれ互選にて決める。

### 3. 役員の任期

- (1) 役員の任期は2年とし、再任を妨げない
- (2) 欠員が発生したときの補欠の任期は、前任者の在任期間とする
- (3) 補充のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれ、前任者又は現任者の任期の残存期間とする

#### 第11条（総会）

1. 総会は、下記の事項を決議する。
  - (1) 事業計画及び予算、事業報告及び決算に関すること
  - (2) 役員を選任に関すること
  - (3) その他必要事項
2. 通常総会は、会計年度終了後3ヶ月以内に開催する。
3. 役員会が必要と認めたときは、臨時総会を開催する。
4. 総会は、総会通知の発送時に会員資格を有する者の3分の1以上又は委任状の提出をもって成立し、出席した会員（委任状によるものを含む。）の過半数の同意をもって成立するものとする。

#### 第12条（会の解散）

1. 本会以下の場合に解散する。
  - (1) 総会にて解散が決議されたとき
  - (2) 役員会にて解散を決議し、代表幹事が承認したとき
2. 解散手続  
本会の解散は、総会にて選出された役員が行うものとする。ただし、総会にて役員が選出されなかった場合は、解散時の役員が代行して行う。また、対外的な支払を清算した後、なお残余財産がある場合は、役員会にて処分方法を決定する。

#### 第13条（事務局）

1. 本会の事務を処理するため事務局を東京都内に置く。

#### 第14条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする

#### 第15条（その他）

本規約の改定および本規約に定めのない事項は、役員会で審議、決定することとする。

平成16年4月1日制定

平成17年4月1日改定

平成18年4月1日改定

（付則）

1. 本改正規約は、平成16年4月1日から施行する。